第

5023

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 7月 11日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

◆ でんさいネットによる取引停止処分と貸倒引当金

A:手形の場合と同じ取扱いになります。 【解説】

平成25年度の税制改正では、個別評価金銭 債権に係る貸倒引当金の繰入事由に手形交換 所による取引停止処分に相当するものに、次 の要件を満たす電子債権記録機関(でんさい ネット)による取引停止処分が追加されまし た。

- ①金融機関の総数の100分の50を超える数の 金融機関に業務委託をしていること
- ②電子記録債権法第56条(電子債権記録機関の業務)に規定する業務規定に、業務委託を受けている金融機関は、その取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け(その金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く)をすることができない旨の定めがあること

電子債権記録機関による取引停止処分は、 支払期日までに支払いをしなかった電子記録 債権の債務者に対して、その支払不能となっ た電子記録債権の支払期日から起算して6ヶ 月以内に他の電子記録債権に2回目の支払不 能を起こしたときに課されるもので、手形交 換所による取引停止処分と同様のものとなっ ています。

したがって、でんさいネットによる取引停 止処分があった場合には、手形の場合と同じ 取扱いがされることとなります。







